



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 1
- 指定管理者の指定（ものづくり振興課）…………… 2
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件（県民生活課）…………… 3
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（都市計画・モノレール課）…………… 3
- 選挙管理委員会事項
- 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4

告 示

沖縄県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 1月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ひまわり薬局中部店	うるま市字宮里201番地5	平成25年11月 1日
ひだまり薬局	南風原町字新川214番地2	平成25年12月 1日
みやびデンタルクリニック	浦添市字経塚745番地7 経塚駅前医療モール1F	平成25年12月 2日
中城みなみ歯科	中城村字南上原835番地1 サンヴェスタ102号	平成25年12月11日

沖縄県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年 1月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
ゆがふ薬局	宜野湾市我如古二丁目1番1号	平成25年 4月30日

ひまわり薬局中部店	うるま市字宮里201番地5	平成25年10月31日
ひろ内科クリニック	宜野湾市伊佐三丁目9番19号	平成25年12月1日
安座間胃腸科内科医院	沖縄市久保田一丁目11番5号	平成25年12月16日

沖縄県告示第14号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年沖縄県条例第59号）附則第4項の規定によりその例によることとされている同条例による改正後の沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）第6条の規定により、沖縄バイオ産業振興センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年1月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定管理者となる団体 バイオ産業振興センター運営共同体 代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7、株式会社久米電装 那覇市久米2丁目16番25号
- 2 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

沖縄県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成26年1月14日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

平成26年1月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護運天港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	今帰仁村字玉城766番1から 今帰仁村字玉城765番まで	8.0m ～ 32.6m	26.7m
新	今帰仁村字玉城766番1から 今帰仁村字玉城765番まで	8.6m ～ 39.0m	26.7m

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年2月17日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うるま市人財学校
- 3 代表者の氏名 幸喜勇
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市字上江洲144番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、働く意欲を十分に持てない青少年に対し、働くことへの自信や意欲、能力を高める環境を整備することを目的とする。また個々の対策を行うに当たっては、それぞれの状態に応じた対策を講じていくことが大切であり、うるま市の地域のために活動できるリーダーを育成し、

活気あるまちづくりを推進することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年2月25日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人名護市障がい者関係団体協議会
- 3 代表者の氏名 比嘉豪
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市城二丁目16番12号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者本人とその家族の他、親の会、地域活動支援センター、障がい者学童クラブ等障害者関係団体に対して、地域生活のための相談及び支援、助言や情報交換・地域交流の場の提供、活動支援並びに障がい者福祉のための情報提供及び啓発活動に関する事業を行うと共に、県内外の特定非営利活動法人とのネットワークを深め、すべての人が安心して楽しく暮らせるまちづくりと地域福祉の増進に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年2月25日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人奥間川流域保護基金
- 3 代表者の氏名 伊波義安
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市泊1丁目23番地9
- 5 定款に記載された目的 この法人は、人類が自然生態系の一部であることを自覚し、生態系を破壊することを容認しない立場に立って、奥間川流域のナショナルトラスト運動に関する事業を行い、以て自然保護に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年2月25日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄児童英語研究会
- 3 代表者の氏名 山里米子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里金城町4丁目17番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、県内外の英語に関心を持つ者、幼児童を対象とし、国際理解と児童英語教育理論の研究及び普及等に関する事業を行い、児童英語教育の発展とその普及、及び啓発に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年1月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・2・14号浦添西原線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 浦添市前田二丁目及び前田三丁目並びに西原町字徳佐田
 - (2) 使用の部分 なし

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

なお、平成25年沖縄県選挙管理委員会告示第1号は、廃止する。

平成26年1月14日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,101

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---